○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
上山市赤坂字太子堂六六番一から同市藤吾字大田二二〇番一まで	前	三二・〇八～一八一・三七メートル　〇・三八〇キロメートル
	後	三二・〇八～一八三・八一メートル　〇・三八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
市川市鬼高四丁目二七九番六から同市鬼高四丁目三五八番二地先まで	前	四〇・〇〇～一一五・七六メートル　〇・三八五キロメートル
	後	六二・三七～一一五・七六メートル　〇・三八五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び長岡国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

北陸地方整備局長　小俣　篤

平成十八年北陸地方整備局告示第二号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　八号　新潟県長岡市川崎町五丁目地先から同市宮本町一丁目地先まで

一般国道　八号　新潟県長岡市宮本町一丁目地先から同県柏崎市東原町地先まで

一般国道　八号　新潟県柏崎市日吉地先から同市青海川地先まで

○近畿地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第四百九十四号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年三月二十五日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第四百二十号大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十六年三月九日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第三十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成三十年三月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成三十年三月十九日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：固液分離型流量調整付担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	浄化槽の名称	認定番号	工場の所在地及び名称
岡山県岡山市南区妹尾3273―3　㈱アールエコ 代表取締役　八田　富夫	アールエコ浄化槽　ＡＸＮ―Ａ３型	7―18―Ｈ―002―1	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３―５　大栄産業㈱　東海マリン工場
	〃　ＡＸＮ―Ｂ型	〃―2	北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業㈱　北海道工場
	〃　ＡＸＮ―Ｃ型	〃―3	鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱
	〃　ＡＸＮ―Ｄ型	〃―4	
	〃　ＡＸＮ―Ｅ型	〃―5	
	〃　ＡＸＮ―Ｆ型	〃―6	
	〃　ＡＸＮ―Ｇ型		